

吉田町原子力災害広域避難計画



令和2年3月

静岡県吉田町

目 次

第1章 総則

1 目的	1
2 発電所の概要	1
3 想定する災害	1
4 原子力災害対策重点区域	1

第2章 避難等の判断基準と実施

1 避難等の判断基準	4
2 避難単位	5
3 避難等の実施体制	7
4 避難等に係る広報	7

第3章 避難先

1 避難先確保の方針	11
2 避難経由所	11
3 自治会毎の避難先	11
4 避難先確認の手順	14
5 避難先に示している留意点	15

第4章 避難経路

1 主な避難経路	16
2 一時集合場所（バス等による避難の場合）	16

第5章 避難手段

1 主な避難手段	19
2 避難手段の確保	19

第6章 避難退域時検査及び簡易除染

1 検査場所	20
2 実施方法	20

第7章 安定ヨウ素剤の配布・服用

第8章 要配慮者等の避難等

1 病院及び有床診療所の入院患者の避難等	22
2 社会福祉施設（入所型）の入所者の避難等	22

3	社会福祉施設（通所施設）の利用者等の避難等（サービス提供時）	23
4	在宅の要配慮者の避難等	23
5	学校等の避難等	23
6	一時滞在者（観光客等）への対応	24
7	外国人への配慮	24
第9章	避難所	25
第10章	今後の検討課題	
1	今後、避難計画へ反映していく課題	26
2	関連する計画、マニュアル等に関する課題	26
別図1	本計画の位置付けと関係法令、県防災計画等との関係	27
別図2	原子力災害発生時の関係機関の対応体制、役割及び情報の流れ	28
別図3-1	浜岡地域原子力災害広域避難計画の避難先の概要	29
別図3-2	浜岡地域原子力災害広域避難計画の避難先の概要（静岡市・富士宮市）	30
別図3-3	浜岡地域原子力災害広域避難計画の避難先の概要（群馬県前橋市、伊勢崎市、桐生市、みどり市、太田市）	31

第1章 総則

1 目的

本計画は、吉田町地域防災計画原子力災害対策編第2章第7節の規定に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、住民等の避難、一時移転及び屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めることにより、

- ・原子力災害発生時に、住民等の避難、一時移転及び屋内退避を迅速、確実に実施すること
- ・住民等の被ばくを可能な限り低減し、安全を確保すること
- ・平時から原子力防災体制の充実、強化を進めること

を目的とする。

本計画と関係法令、県防災計画、関係マニュアル等との関係を別図1(P27)に示す。

以下、吉田町地域防災計画原子力災害対策編を「町防災計画」、静岡県地域防災計画原子力災害対策編を「県防災計画」、中部電力株式会社浜岡原子力発電所を「発電所」、中部電力株式会社を「事業者」、避難、一時移転及び屋内退避を「避難等」という。

2 発電所の概要

- ・所在地：静岡県御前崎市佐倉5561
- ・現況：表1のとおり

表1【浜岡原子力発電所の現況（平成31年4月1日現在）】

区 分	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	計
運 転 状 況	廃止措置中		施設定期検査中(平成22年11月29日～)	施設定期検査中(平成24年1月25日～)	施設定期検査中(平成24年3月22日～)	
定格電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW	
営 業 運 転 開 始 日	昭和51年3月17日	昭和53年11月29日	昭和62年8月28日	平成5年9月3日	平成17年1月18日	
使用済燃料プール貯蔵容量	0体	0体	3,134体	3,120体	3,696体	計9,950体
使用済燃料保管体数※	0体	0体	2,060体(764体)	1,977体(764体)	2,505体(872体)	計8,942体
運 転 終 了 日	平成21年1月30日					

※ 各号機の使用済燃料プール等での保管体数。括弧内は使用途中の燃料体数(外数)。合計8,942体(うち使用済6,542体)。1体とは燃料集合体の数であり1体の燃料集合体には60～74本の燃料棒が含まれる。

3 想定する災害

本計画で想定する原子力災害は、県防災計画と同じく、発電所の過酷事故による放射性物質及び放射線の放出又はそのおそれのある事態を想定するものとし、南海トラフ地震等との複合災害も考慮するものとする。

4 原子力災害対策重点区域

県防災計画において、原子力災害対策重点区域(PAZ、UPZ)を、発電所から5km及

び31kmを目安に定めている。区域の種類及び範囲は表2及び図1のとおり。

本町は、町全域がUPZ内となる発電所から31km圏内に位置しており、本計画の対象範囲は町全域とする。

表2【浜岡原子力発電所周辺地域の原子力災害対策重点区域】

区域の種類	区域の範囲
PAZ（予防的防護措置を準備する区域）	御前崎市の全域 牧之原市の一部
UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）	牧之原市のPAZの範囲を除く全域 菊川市の全域 掛川市の全域 吉田町の全域 袋井市の全域 焼津市の全域 藤枝市の一部 島田市の一部 森町の一部 磐田市の一部

参考として、表3に発電所からの距離別の人口を示す。

表3【距離別の人口（平成31年4月1日現在）】

市町名	PAZ圏内	PAZ + UPZ圏内			総人口
	概ね0～5km	概ね0～10km	概ね0～20km	概ね0～31km	
吉田町	—	—	28,209	29,636	29,636

本計画の対象

第2章 避難等の判断基準と実施

1 避難等の判断基準

(1) 避難等は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会、平成30年7月25日全部改正）に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断し、国、県、町、事業者等が連携し実施する。避難等の判断基準とその内容は表4のとおりである。

表4【避難等（避難、一時移転、屋内退避）の判断基準と内容】

判断基準		避難等の内容	
		PAZ	UPZ
EAL ^{※1} に基づく避難等	警戒事態 例) 震度6弱以上の地震	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備	—
	施設敷地緊急事態 (特定事象通報時(原災法 ^{※3} 10条)) 例) 全交流電源喪失	施設敷地緊急事態要避難者 ^{※4} の避難実施 住民等 ^{※5} の避難準備	住民等の屋内退避準備
	全面緊急事態 (原子力緊急事態宣言発令時(原災法15条)) 例) 原子炉を冷却する全ての機能喪失	住民等の避難実施	住民等の屋内退避
OIL ^{※2} に基づく避難等	OIL1 500 μ Sv/h超過 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率(1時間値) ^{※6})	—	基準に該当した区域の住民等の避難(数時間内を目途に区域を特定し、速やかに(1日を目安)避難を実施)
	OIL2 20 μ Sv/h超過 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率(1時間値) ^{※6})	—	基準に該当した区域の住民等の一時移転(1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施)

- ※1 EAL (Emergency Action Level) : 原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル
 ※2 OIL (Operational Intervention Level) : 空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル
 ※3 原災法: 原子力災害対策特別措置法
 ※4 施設敷地緊急事態要避難者: 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児等)及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等
 ※5 住民等: 当該区域の住民及び通勤・通学者など当該区域に存在する全ての人
 ※6 OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断される。

- (2) 施設敷地緊急事態となった場合、P A Zにおいて高齢者、乳幼児、障害のある方等の施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施し、全面緊急事態となった場合、P A Zにおいて避難、U P Zにおいて屋内退避を実施する。
- (3) 事態が進展し放射性物質が放出された場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくリスクが増加するおそれがあるため、U P Zにおいては、屋内退避を継続し、政府原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果とO I Lに基づき、避難又は一時移転の範囲を特定し、指示があった場合に実施する。
- (4) 緊急時モニタリングは、政府原子力災害対策本部（施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）の統括の下、国、県、事業者及び関係機関等の要員により構成される緊急時モニタリングセンターが、初動段階は静岡県緊急時モニタリング計画、同実施要領（静岡県、平成27年10月策定）に基づき、国が緊急時モニタリング実施計画を策定した後は、当該実施計画に基づき、実施する。

2 避難単位

国がO I Lに基づき、避難又は一時移転を実施する範囲を迅速に決定し、県及び本町が円滑な避難又は一時移転を実施するため町内に、図2及び表5のとおり避難単位を定める。

表5【避難単位の名称と空間放射線量率の測定候補地点（平成31年4月1日現在）】

避難単位		世帯数	人口	測定地点	所在地	
1	住吉・片岡	住吉・片岡	6,046	16,148	吉田町役場	住吉87 (固定局)
		住吉	3,912	10,344		
		片岡	2,134	5,804		
2	北区	2,833	7,268	自彊小学校	神戸1748-2	
3	川尻	2,422	6,220	すみれ保育園	川尻791	

3 避難等の実施体制

避難等の実施に係る関係機関の役割と情報の流れを別図2(P28)に示す。

(1) 政府原子力災害対策本部（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）

官邸及び原子力規制庁に設置され、内閣総理大臣を本部長として、関係省庁から構成される。事業者からの通報や緊急時モニタリング結果に基づき、避難等を決定し、オフサイトセンターに設置される政府原子力災害現地対策本部を通じて、県及び関係市町に指示をする。

(2) 原子力災害合同対策協議会（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は現地事故対策連絡会議）

オフサイトセンターに設置され、内閣府副大臣を本部長とする政府原子力災害現地対策本部、県、避難元市町、事業者等から構成される。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を県及び避難元市町に伝達するとともに、県及び避難元市町からの要請等を受け避難経路の確保、避難手段の確保等の避難等の支援を行う。

(3) 県原子力災害対策（警戒）本部、方面本部

県庁及び県総合庁舎に設置され、知事を本部長とし、県全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、避難先県内市町・避難先都県との連絡、避難先の確保、避難経路の確保、避難手段の確保（輸送関係機関の要請、政府への要請等）、避難退域時検査場所の設置等を行う。

(4) 町原子力災害対策（警戒）本部

町庁舎に設置し、町長を本部長とし、町全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、住民への指示、避難誘導等を行う。

4 避難等に係る広報

(1) 住民等への情報伝達活動

ア 町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の混乱や心理的動揺をできるだけ低くするため、迅速かつ分かりやすく、住民等に対する的確な情報提供、広報を行うものとする。

イ 町は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にする。また、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

ウ 町は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等、周辺住民に役立つ正確かつ、きめ細やかな情報提供をするものとする。

エ 町は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。

オ 町は、情報伝達に当たっては、同報無線、よしだ防災メール、よしポケNEWS、ホームページ、広報車等を有効に活用するものとする。

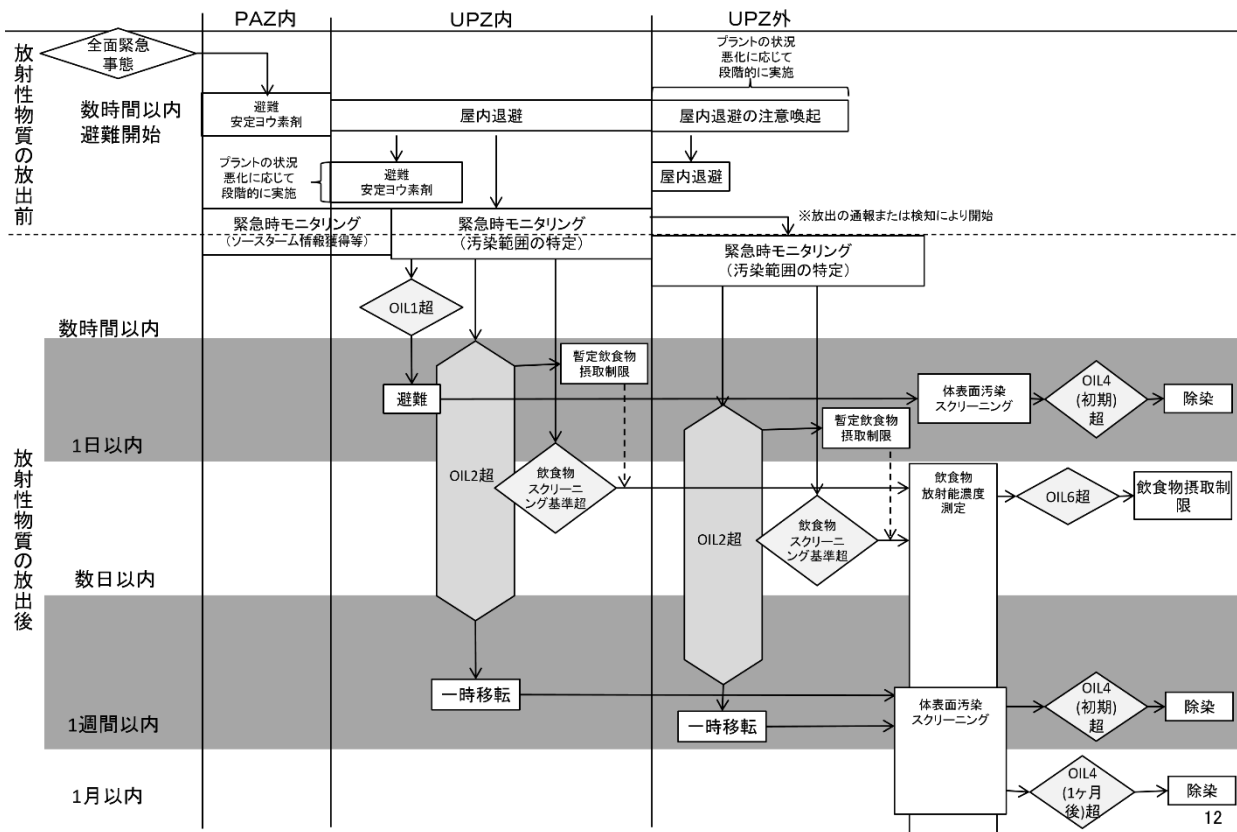
また、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネットやスマートフォン等を利用した情報伝達システム（※）等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

※県では、スマートフォンや携帯電話を利用し、発電所の状況、放射線の測定値、避難指示、避難先及び避難退域時検査場所等の情報を住民へ伝達するシステムを整備している。（静岡県原子力防災ポータル）

（２）住民等からの問い合わせに対する対応

町は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また情報のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

(参考) 原子力災害対策指針における防護措置（避難等を含む）実施のフロー例



(参考) 原子力災害対策指針における避難、一時移転、屋内退避の考え方

(避難、一時移転)

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、避難退域時検査とその結果に応じて簡易除染等を行うことが必要である。

(屋内退避)

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

具体的な屋内退避の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。

- ・PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。

- UPZにおいては、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。
- UPZ外においては、UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

上記の屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

第3章 避難先

1 避難先確保の方針

- (1) 全ての住民を避難計画の対象とする。（平成31年4月1日現在の人口は約3万人）
- (2) 避難計画対象者全員について、あらかじめ避難先の自治体を定めておく。
- (3) 原子力災害が単独で発生した場合等に備え、まずは静岡県内（静岡市及び富士宮市）に避難先を確保する。
- (4) 大規模地震等との複合災害時などの際に上記（3）の避難先が同時に被災するなどの理由により避難の受け入れができない場合に備え、群馬県内（前橋市、伊勢崎市、桐生市、みどり市、太田市）にも避難先を確保する。

2 避難経由所

避難の際の目印となる「避難経由所」を避難先自治体に設けることにより、速やかな避難の実施と、避難先自治体における避難者の把握、効率的な避難所への誘導を図る。

避難経由所は、避難先自治体の公園、体育施設等のうち、避難退域時検査場所からの主なルートを踏まえた立地や運用面等を総合的に考慮して施設を指定する。

避難先ごとに指定する避難経由所は、「表6-1」及び「表6-2」に記載することとする。

なお、避難経由所の運営については本町及び避難先自治体並びに避難先県が行うが、事業者等が補助にあたる。

3 自治会毎の避難先

全面緊急事態となった場合、町内全域において住民等の屋内退避を実施する。

事態が進展し放射性物質が放出され、OILに基づき政府原子力災害対策本部が、避難等の範囲（避難単位）を特定し退避等の指示を出した場合、特定された範囲の住民等が避難等を実施する。

避難等を迅速、確実に実施するため、自治会毎の避難先を「表6-1」及び「表6-2」のとおり定める。

なお、原子力発電施設単独が被災し原子力災害が発生した場合（以下「単独災害」という。）に避難を予定する「避難先1」（静岡市、富士宮市）と、大規模地震などと併発して原子力災害が発生（以下「複合災害」という。）し、避難先1も同時に被災するなどの理由により避難受入が困難となった場合に避難を予定する「避難先2」（群馬県前橋市、伊勢崎市、桐生市、みどり市、太田市）がある。

表6 自治会毎の避難先

表6-1 【避難先1（原子力災害が単独で発生した場合）】

避難元		避難先		避難経由所	避難所	
地区名	町内会名	県	自治体			
住吉	上	静岡県	富士宮市	富士宮市内 (協議中)	避難 経 由 所 で 指 示	
	東村					
	森下					
	山八					
	新田					
	西浜					
	東浜					
	大浜					
川尻	上		静岡市	静岡市		静岡市内 (協議中)
	山通り					
	西組					
	東組					
片岡	西		静岡市	静岡市		静岡市内 (協議中)
	東					
	下					
北区	第1	静岡市	静岡市	静岡市内 (協議中)		
	第2					
	第3					
	第5					

表 6-2 【避難先 2（大規模地震等複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合）】

避難元		避難先		避難経由所	避難所
地区名	町内会名	県	自治体		
住吉	上	群馬県	前橋市	前橋市内 (協議中)	避難 経 由 所 で 指 示
	東村				
	森下				
	山八				
	新田				
	西浜				
	東浜				
	大浜				
川尻	上		伊勢崎市	伊勢崎市内 (協議中)	
	山通り				
	西組				
	東組				
片岡	西		桐生市	桐生市内 (協議中)	
	東		みどり市	みどり市 (協議中)	
	下		桐生市	桐生市内 (協議中)	
北区	第 1		太田市	太田市内 (協議中)	
	第 2				
	第 3				
	第 5				

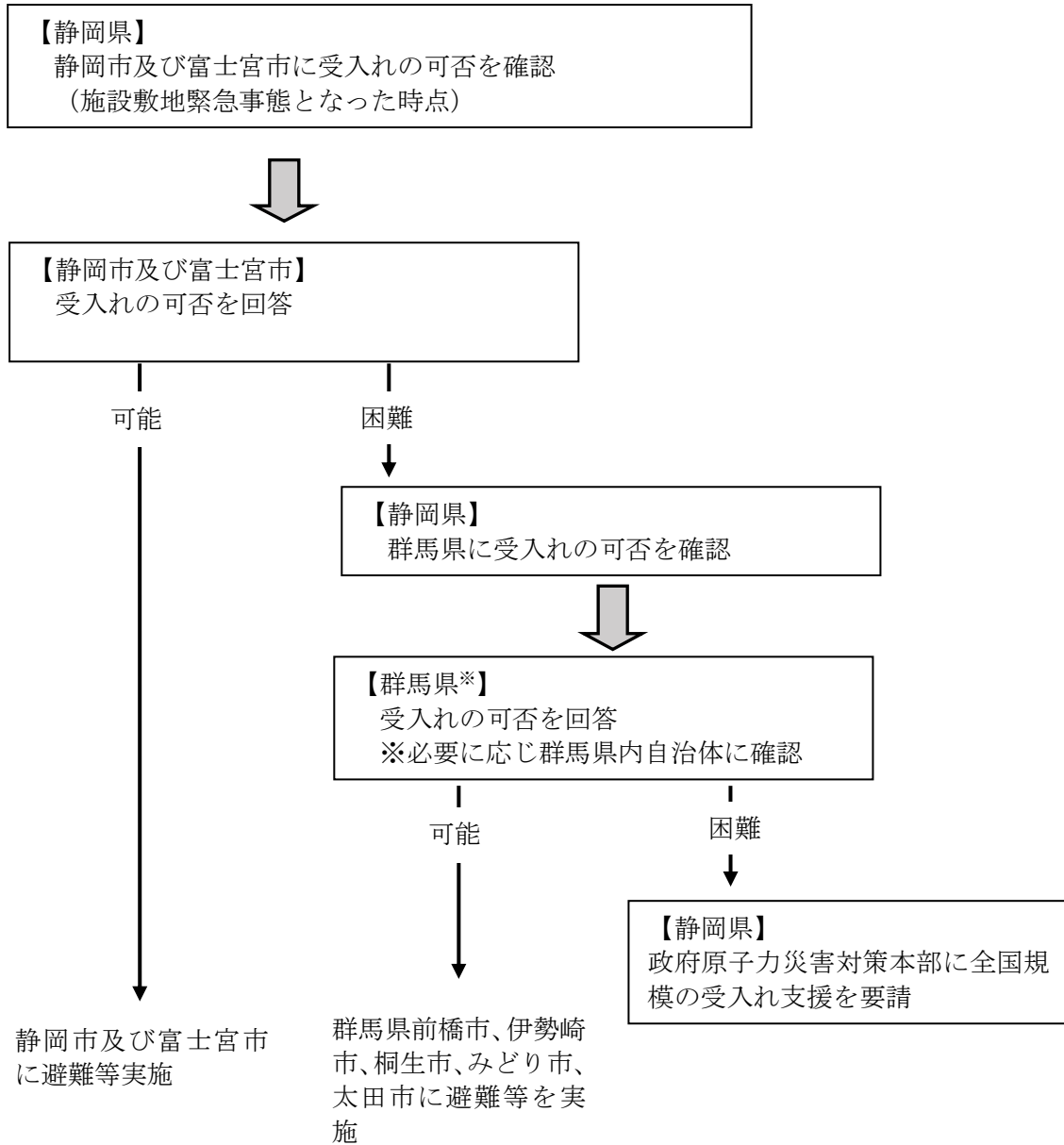
4 避難先確認の手順

避難の際には、静岡県が、避難先1である静岡市・富士宮市に受入れの可否を確認のうえ、避難を行う。

大規模地震等により、避難先1に係る県及び市が災害対策本部を設置するなど、避難者の受入が困難な場合には、避難先2に示す群馬県に受入れの可否を確認のうえ、避難を行う。

なお、避難先1、避難先2とも受入れが困難な場合には、静岡県から政府原子力災害対策本部に、全国規模の受入支援調整を要請する。

図3 【避難先確認の手順】



5 避難先に示している留意点

県及び町は、避難先に対し、避難者の受入れにあたって以下の留意点を提示している。

- (1) 避難者は避難退域時検査を必ず受け、避難退域時検査場所で発行する検査済証を携帯のうえ、避難先ごとに指定した避難経由所を目指して避難する。
- (2) 避難実施から受入れまで効率よく実施できるよう、避難者の受付と避難所の割振りの機能を与えた「避難経由所」を避難先ごとに1あるいは2箇所指定し、あらかじめ公表する。
- (3) 避難所は、原則、避難先自治体が指定する避難所とする。
- (4) 避難所に用いる施設は原則として、学校については体育館とし、その他の公共施設（公民館等）は全施設とする。但し、その他の公共施設については、規模や各施設の管理形態等により、避難先から除外することができる。
- (5) 避難者の受入れ期間は、原則1ヶ月程度とし、それ以降はより広範囲での移転等について静岡県、国により調整する。
- (6) 避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は避難先自治体で対応するものとし、できる限り速やかに本町及び本町からの避難住民で組織する避難所運営委員会に引き継ぐものとする。
なお、初動対応から避難所運営については、町と避難先自治体とが協議していくものとする。
- (7) 避難退域時検査及び簡易除染は、静岡県内で行うものとする。
- (8) 避難所の受入れ可能人数の算定にあたっては、原則、避難先都県、避難先自治体の基準を用いるものとする。その基準が無い場合は、一人あたり3㎡（有効面積）を目安とする。
- (9) 食料や資機材については、原則、本町で準備する（避難者が調達する、本町が調達する等）こととし、避難先自治体であらためて備蓄をする必要はない。なお、初動対応時において、既存の備蓄等の範囲の中で、避難先自治体が協力した場合、本町で費用の負担をするものとする（災害救助法、原子力損害の賠償に関する法律を活用）。

第4章 避難経路

1 主な避難経路

各地区から避難経由所への主な避難経路は、表7-1及び表7-2の経路が想定される。避難等の際には、道路の状況（地震等の被害、緊急交通路の指定等）を考慮し、静岡県が、関係機関と調整の上、決定する。

2 一時集合場所（バス等による避難の場合）

バス等による避難のための一時集合場所は表7-1及び表7-2の各号のとおりとする。

なお、一時集合場所選定においては、下記事項を考慮した。

- 地区の人口、集合時間等を踏まえ適切な位置にあること
- 通信連絡手段が確保できること
- 緊急時に開設が可能であること
- 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること
- バス等大型車両が付近まで進入可能であり、付近での方向転換が可能であること
- コンクリート造の屋内施設を有することが望ましい。

表7-1【避難経路及び一時集合場所（避難先1）】

地区名	一時集合場所 ※バス避難の場合	想定される避難経路 （避難元～避難 退域時検査場所）	避難退域時検査場所	想定される避難経路 （避難帯域時検査場所 ～避難先）	避難先市町 （避難經由所）
住吉	上	吉田町 総合体育館	<東名高速道路> ・日本坂PA ・日本平PA <新東名高速道路> ・藤枝PA ・静岡SA ・清水PA <国道1号> ・うぐいすPA ・県工業技術研究所 <国道150号> ・(検討中)	<東名高速道路> <新東名高速道路> <国道1号> <国道150号>	静岡県富士宮市 (協議中)
	東村				
	森下				
	山八				
	新田				
	西浜				
	東浜				
	大浜				
川尻	上	東名高速道路 新東名高速道路 国道150号 国道1号			
	山通り				
	西組				
	東組				
片岡	西	静岡県立 吉田特別支援学校 吉田町総合体育館			静岡県静岡市 (協議中)
	東				
	下				
北区	第1	吉田町立 自彊小学校			
	第2				
	第3				
	第4				
	第5				

表 7-2 【避難経路及び一時集合場所（避難先2）】

地区名	一時集合場所 ※バス避難の場合	想定される避難経路 (避難元～避難退 域時検査場所)	避難退域時検査場所	想定される避難経路 (避難帯域時検査場所 ～避難先)	避難先市町 (避難経由所)
住吉	上	吉田町 総合体育館	<東名高速道路> ・日本坂P A ・日本平P A	<東名高速道路> <新東名高速道路> ・東名、新東名→国道 52号・中部横断道→中 央道→圏央道→関越道	群馬県前橋市 (協議中)
	東村				
	森下				
	山八				
	新田				
	西浜				
	東浜				
大浜					
川尻	上	東名高速道路 新東名高速道路 国道150号 国道1号	<新東名高速道路> ・藤枝P A ・静岡S A ・清水P A	<東名高速道路> <新東名高速道路> ・東名、新東名→国道 52号・中部横断道→中 央道→圏央道→関越道	群馬県伊勢崎市 (協議中)
	山通り				
	西組				
	東組				
片岡	西	静岡県立 吉田特別支援学校 吉田町 総合体育館	<国道150号> ・(調整中)	<東名高速道路> <新東名高速道路> ・東名、新東名→国道 52号・中部横断道→中 央道→圏央道→関越道	群馬県桐生市 (協議中)
	東				
	下				
北区	第1	吉田町立 自彊小学校	<国道1号> ・うぐいすP A ・県工業技術研究所	<東名高速道路> <新東名高速道路> ・東名、新東名→国道 52号・中部横断道→中 央道→圏央道→関越道	群馬県太田市 (協議中)
	第2				
	第3				
	第4				
	第5				

第5章 避難手段

1 主な避難手段

避難手段は、原則として、自家用車とする。自家用車で避難する場合は、世帯単位で乗り合わせる等して、渋滞緩和に努める。

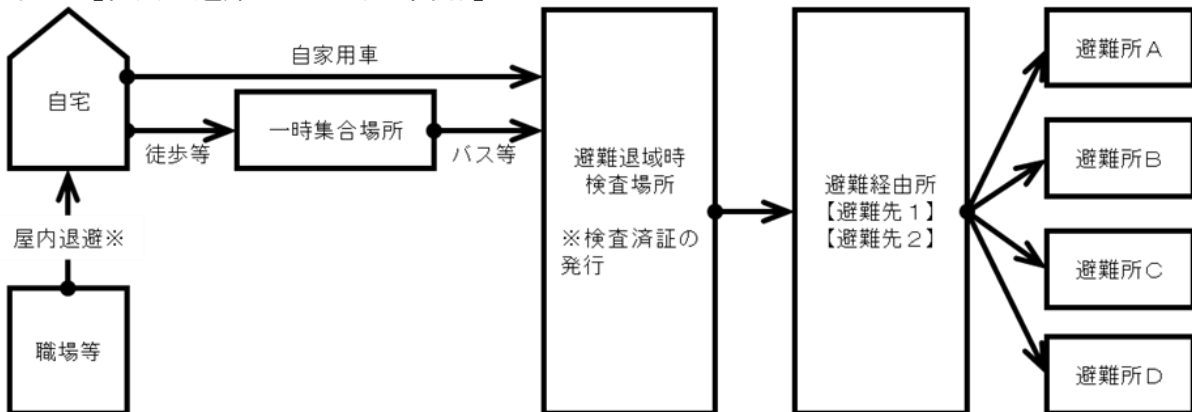
自家用車避難が困難な住民等は、一時集合場所から、バス等の避難手段により避難を行う。

2 避難手段の確保

県及び町は、国の支援を受け、県バス協会等の輸送関係機関や事業者と協議し、避難手段の確保に努め、一時集合場所等必要な箇所へ手配する。

バス等で避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリ等の派遣要請を行う。

図4【住民の避難フロー（基本例）】



※原則として、全面緊急事態の時点で自宅に戻り屋内退避をする。

第6章 避難退域時検査及び簡易除染

1 検査場所

避難退域時検査及び簡易除染は、県がUPZ境界周辺の静岡県内で実施することとし、原子力緊急事態において、避難対象範囲や人数、避難経路等を考慮し、避難退域時検査及び簡易除染を実施する場所（以下「検査場所」という。）を開設する。

検査場所の候補箇所として、UPZの東方の公共施設や高速道路のサービスエリア・パーキングエリア等をあらかじめ定めるものとする。候補箇所は表8のとおり。

表8【避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の候補箇所】

避難経路	候補箇所
東名高速道路	日本坂PA、日本平PA
新東名高速道路	藤枝PA、静岡SA、清水PA
国道1号	うぐいすPA、県工業技術研究所
国道150号	(調整中)

2 実施方法

県は、事業者、関係機関の協力の下、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、平成29年1月30日）に準拠し、車両用型ゲートモニタ、GMサーベイメータ、体表面汚染モニタなどの測定器を使用し、汚染検査を実施する。検査の基準値（OIL4）を超えた場合には、簡易除染を行い、基準値を超えないことを確認する。検査又は簡易除染が終了した後、検査に適合した旨の証明書（避難退域時検査済証）を発行する。

なお、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制については、県が別途、実施要領を定めるものとする。

第7章 安定ヨウ素剤の配布・服用

安定ヨウ素剤の服用については、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、全面緊急事態に至った後に、発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断する。県及び町は、原則として国の指示に基づき、安定ヨウ素剤を配布し、服用するよう住民等に指示するものとする。

第8章 要配慮者等の避難等

1 病院及び有床診療所（以下「病院等」という。）の入院患者の避難等

(1) 施設及び避難等の内容

病院等は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入院患者の症例に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

病院等は、発電所が全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入院患者の避難又は一時移転を実施する。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(2) 避難先の確保

病院等の入院患者の避難先について、当該病院等及び町は、県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、避難先候補病院等に受入れを要請し、避難準備を整えるものとする。

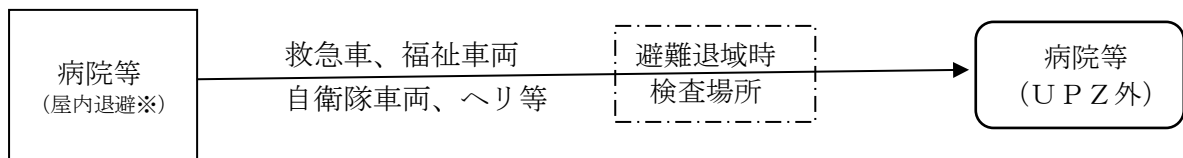
町は、避難を実施する段階で、当該病院等へ避難先及び避難経路等を連絡し、準備が整い次第避難又は一時移転をさせるものとする。

(3) 避難手段の確保

避難又は一時移転を実施する病院等は、患者搬送車等、各病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、町に避難手段の確保を要請し、町は県へ要請する。

町及び県は、国及び関係機関(自衛隊、運輸事業者等)の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な病院等へ手配するものとする。

図5【避難フロー（基本例）】



※避難指示が発出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内避難を行うものとする。

2 社会福祉施設(入所型)(以下「入所施設」という。)の入所者の避難等

(1) 施設及び避難等の内容

入所施設は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入所者の状態に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

入所施設は、発電所が全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、入所者の状態に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入所者の避難又は一時移転を実施する。

なお、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(2) 避難先の確保

入所施設の入所者の避難先について、当該入所施設及び町は、県が提供する避難先候補入所施設の情報に基づき、避難先候補入所施設に受入れを要請し、避難準備を整えるものとする。

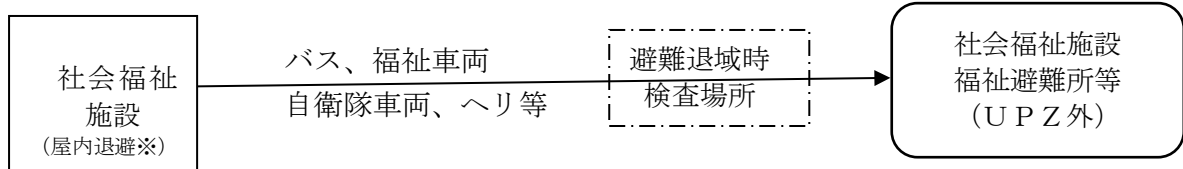
町は、避難を実施する段階で、当該入所施設へ避難先及び避難経路等を連絡し、準備が整い次第避難又は一時移転を行うものとする。

(3) 避難手段の確保

避難又は一時移転を実施する入所施設は、福祉車両等、各施設が自ら確保できる避難手段のほかは、町に避難手段の確保を要請し、町は県へ要請する。

町及び県は、国及び関係機関(自衛隊、運輸事業者等)の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な入所施設へ手配するものとする。

図6【避難フロー（基本例）】



※避難指示又は一時移転の指示が発出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内避難を行うものとする。

3 社会福祉施設（通所施設）（以下「通所施設」という。）の利用者等の避難等（サービス提供時）

通所施設は、発電所が警戒事態となった時点で、利用者等の実態に応じ、必要であればサービスを中止し、引渡しを開始する。なお、引渡しが出来ない利用者等は施設に留め置き、屋内退避の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出された時点で、利用者等が施設に残っている場合は、利用者等の状況により適切な搬送体制が整ってから、利用者等の避難又は一時移転を実施する。その際に、家族等への引渡しは避難先で行う。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

4 在宅の要配慮者の避難等

在宅の要配慮者は、表6に示す避難先に、家族とともに避難することを原則とし、県及び町は、必要に応じて、避難先の資機材の整備、避難手段の確保等必要な配慮を行うものとする。

5 学校等の避難等（保育所等についてもこれに準じる。）

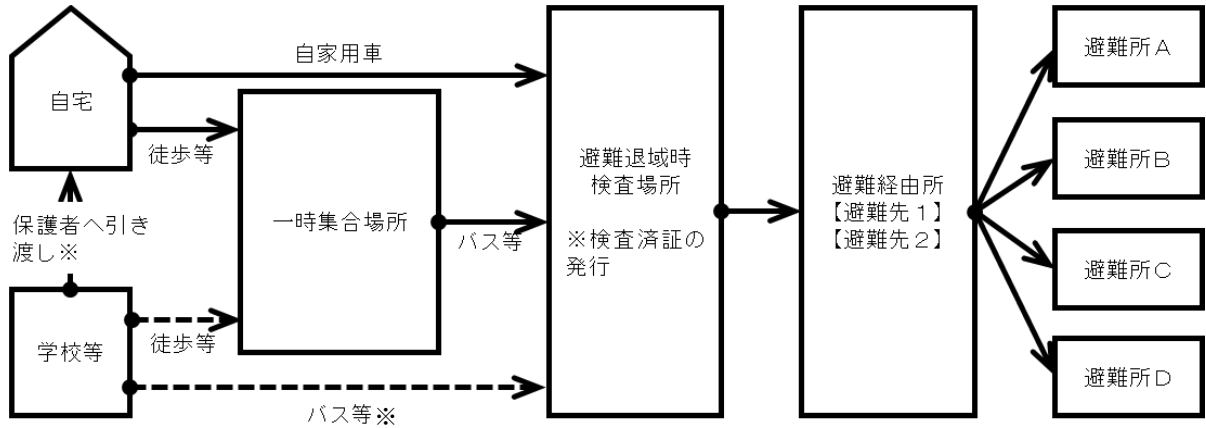
学校等は、UPZの防護措置の特徴を勘案し、県が別に定めるマニュアル等により、生徒等が在籍しているときの学校等毎の避難等について定めるものとする。

警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で教育活動を中止し、速やかに児童生徒の下校又は保護者への引渡しを開始する。下校又は保護者への引渡しが出来ない児童生徒は学校等に留め置く。

全面緊急事態となった時点で、速やかに児童生徒を屋内退避させ、校舎等の屋内で保護者への引渡しを継続する。放射性物質が漏洩し、町から、学校が所在する地区に避難指示又は一時移転の指示が出された時点で保護者への引渡しは中断し、教職員は在籍児童生徒と町が指定する一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難する（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

教職員が児童生徒を引率して避難した際、保護者への引渡しは避難先で行う。

図7【学校等の避難フロー（基本例）】



※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、町の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う）。

6 一時滞在者（観光客等）への対応

- ・町は、国、県の支援を受け、観光客等の一時滞在者に対して、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。
- ・町と県は、施設敷地緊急事態となった時点で、一時滞在者に対して、原子力災害対策重点区域（PAZ・UPZ）外への退避を求める。

7 外国人への配慮

町は、国、県と連携し、外国人に対して、発電所の事故の状況、避難等の指示の情報が正確に伝わるよう、報道機関等の協力やホームページを活用し、適切に情報提供を行う。

第9章 避難所

避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は避難先自治体で対応するものとし、できる限り速やかに本町及び避難住民に引き継ぐものとする。

なお、初動対応から避難所運営については、町と避難先自治体と協議していくものとする。

避難者は、避難所への避難が完了した時点で、避難者で「避難所運営委員会」を組織し、避難所運営委員会が定めたルールに基づき避難所運営を開始する。なお、避難所運営のためのルールについては、避難先自治体ごとに作成する避難所運営マニュアルを基本とし、避難所ごとに異なる事情をマニュアルに反映させ、運用するものとする。

第10章 今後の検討課題

本計画は、避難等を迅速、確実に実施できるよう、避難等の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めたものであるが、より実効性のある計画にしていくために、原子力防災訓練等による検証を含めさらに検討を進め、本計画への反映や関連する計画やマニュアル等の作成をしていく必要がある。

現時点、以下の検討課題があり、引き続き、国及び県の協力のもとに検討を進めるとともに、特に大きな責務を有する原子力事業者である中部電力株式会社（※）をはじめとする関係機関との協議を進めるものとする。

(※)「原子力事業者」としての責務（原子力災害対策特別措置法）

・第3条（抜粋）原子力事業者は、原子力災害の拡大の防止及び復旧に関し必要な措置を講ずる責務を有する。

1 今後関係機関等と協議を進め、避難計画へ反映していく課題

- ・避難退避時検査及び簡易除染の実施体制の確立、並びに検査場所候補施設の確定・拡充
- ・避難経路及び避難手段の確保における関係機関との協力体制の拡充（道路状況の把握、道路啓開、緊急交通路での避難車両の通行、全国規模のバスの確保、避難経由所における車両の誘導要員や車両の警備要員の確保等）
- ・避難経路での燃料の確保、渋滞対策、降雪対策
- ・津波で避難している住民の避難等についての検討
- ・複合災害時における効果的な屋内退避の手法
- ・県内外避難先との詳細協議、協定等の締結
- ・安定ヨウ素剤の緊急時における効率的な配布
- ・独居者等の家族の支援が困難な在宅の要配慮者の避難方法の検討
- ・家畜、ペットについての検討
- ・予測的手法の活用の検討

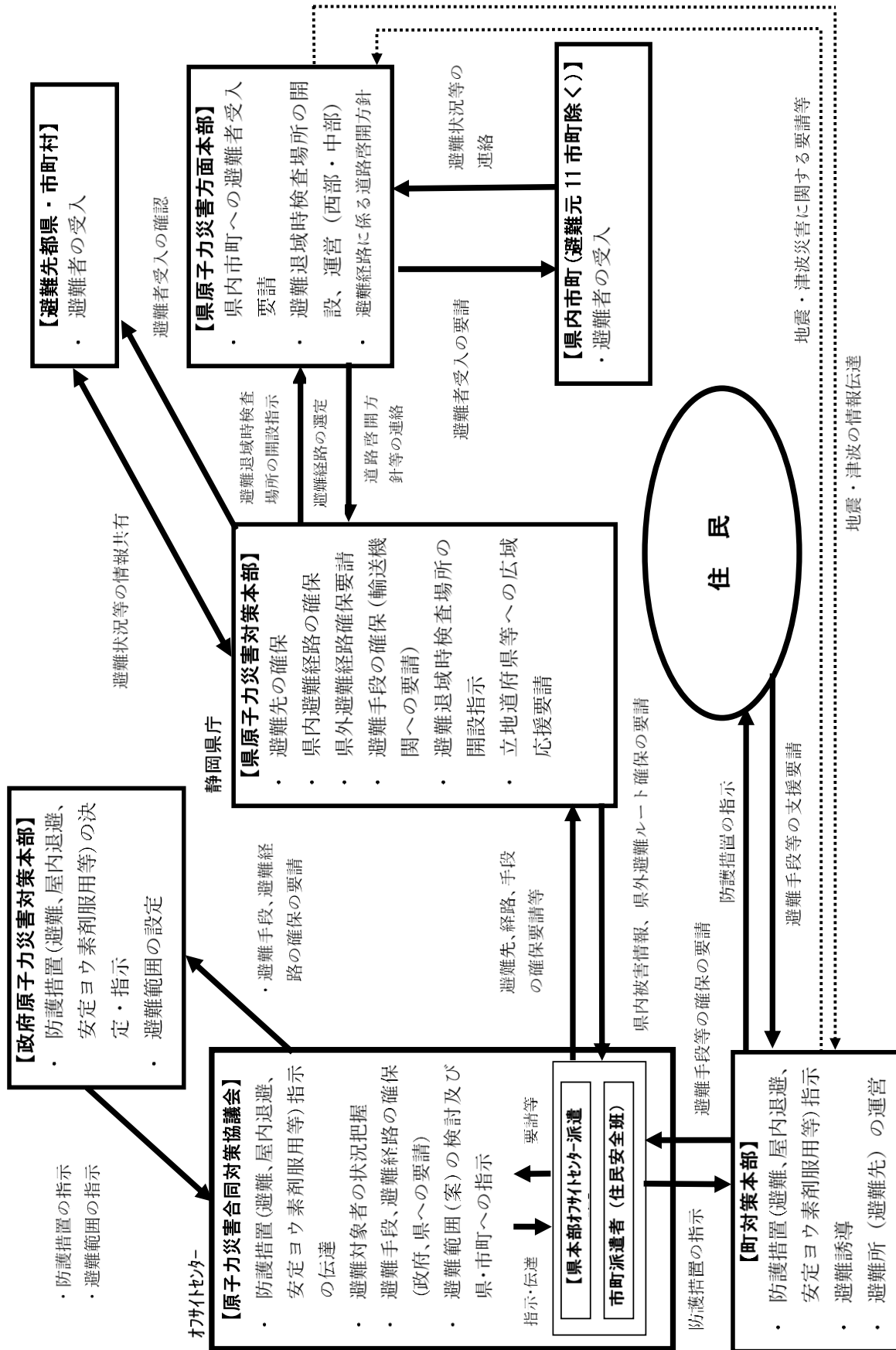
2 関連する計画、マニュアル等に関する課題

- ・避難先の体制構築（行政機能の移転、避難経由所・避難所の運営、物資調達・資機材の整備、自家用車の保管、メンタルヘルスケア、避難先自治体の求償方法等）
- ・病院、社会福祉施設、学校等の避難計画策定の支援（避難先の確保、避難手段の確保、関連スタッフのメンタルケアの検討等を含む）
- ・住民に求められる行動（事前の備え、緊急時の行動）の理解促進
- ・防災業務関係者の緊急時の適切な防護措置（被ばく管理体制、資機材整備、訓練、研修等）

別図1 【本計画の位置付けと関係法令、県防災計画等との関係】

	法令・指針・計画	実施要領、マニュアル等	総合的とりまとめ
国	<p>災害対策基本法 → 防災基本計画(原子力災害対策編) → 原子力災害対策特別措置法 → 原子力災害対策指針</p> <p>関係省庁防災業務計画</p>	<p>原子力災害対策マニュアル (原子力防災会議幹事会)</p> <p>原子力緊急事態等現地対応マニュアル (浜岡オフサイトセンター)</p>	<p>浜岡地域の緊急時対応 (内閣府、浜岡地域原子力防災協議会)</p>
県	<p>静岡県防災計画(原子力災害対策編) → 浜岡地域原子力災害広域避難計画 → 静岡県緊急時モニタリング計画</p>	<p>静岡県原子力災害(警戒)対策本部運営要領 避難退域時検査及び簡易除染に関する実施要領 住民説明用パンフレット「原子力防災のしおり」 安定ヨウ素剤取り扱いマニュアル 緊急被ばく医療活動実施要領 学校等の避難計画策定マニュアル → A 病院の避難計画策定マニュアル → B 社会福祉施設の避難計画策定マニュアル → C 緊急時モニタリング実施要領</p>	
吉田町	<p>吉田町地域防災計画(原子力災害対策編) → 吉田町原子力災害広域避難計画</p>		
施設	<p>→ A 各学校等の避難計画 → B 各病院の避難計画 → C 各社会福祉施設の避難計画</p>		

別図2 【原子力災害発生時の関係機関の対応体制、役割及び情報の流れ】



別図3-2【浜岡地域原子力災害広域避難計画の避難先の概要（静岡市・富士宮市）】

